

ICJ報告…チベット問題と法の支配 (IX)

落 合 淳 隆

英蔵通商章程 Anglo-Tibetan Trade Regulations-1914

第IV部

資料 ドキュメント

ドキュメント 8

一九一四年七月三日、英支蔵間に締結された条約第七条に依り、一八九三年および一九〇八年の通商章程が廃棄され、またチベットは一九〇四年条約の第二条、第四条および第五条を実施するために、英国政府と外蔵に関する新通商章程を交渉することを約束したことに因り、大ブリテン・アイルランド連合王国および英国海外領土

皇帝・インド皇帝陛下とチベット・グライ・ラマ法王^{げい}陛下は、この目的のため、各自の全権委員として、次の如く、任命した。すなわち…

大ブリテン・アイルランド連合王国および英国海外領土皇帝・インド皇帝陛下は、インド政庁外務長官 A・H・マクマホン McMahon 卿を、

チベット・グライ・ラマ法王陛下は、宰相ガнден・シャトラ・パルジヨル・ドルジェ Lonchen Ga-den Shatra Pal-jor Dorje を、
それぞれ任命した。

また、A・H・マクマホン卿および宰相ガнден・シャトラ・パルジヨル・ドルジェは互いにその全権委任状を示して、これが良好妥当なものであることを認め、以下の如き章程を協定した。

第一条 英国貿易事務所の敷地から三マイルの範囲内の地区は、当該商埠地区として認められる。

英国臣民は各商埠内において家屋および倉庫建築のため土地を賃借しうるものとする。英国臣民が当該商埠地区外において住居および貨物保蔵のため家屋および倉庫を賃借する権利はならぬ妨げられない。建築物

敷地を賃借しようとする英国臣民は、英国貿易事務官を経てチベット貿易事務官に出願するものとする。チベット貿易事務官は、英国貿易事務官と協議して、必要な遅滞なく適当な建築物敷地を割り当てるものとする。借地の条件は、現行の法律および料金に従って決定されるものとする。

第二条 各商埠の施政は、チベット当局が依然これを行うものとする。英国貿易事務官の排他的管理下においている英国貿易事務所敷地および^{トイ、ハク}休泊所の敷地内は例外とする。

各商埠の貿易事務官および境界官吏は相当階級のものでなければならず、相互に礼讓および行為をもつて交渉および通信をなすものとする。

第三条 商埠内においてまたは各商埠に至る途上において、英国臣民と他の国家の臣民との間に争論を生じたときには、最寄商埠の英国貿易事務官とチベット貿易事務官とが会同再議して調査を行い解決するものとする。意見の合わない点があるときには、被告の属する国の法律に従うものとする。

英国臣民相互間に生じた財産上または身分上の権利に

関する事件は、英国官憲の管轄に属するものとする。英国臣民にして、商埠内においてまたは商埠に至る途上において罪を犯したときには、地方官憲より犯罪地最寄商埠の英国貿易事務官に引渡し、インド法律に照して訴追処罰するものとする。但し、地方官憲は、当該英国臣民に対し必要な拘束を行う外、虐待してはならない。

チベット臣民にして、英国臣民に対し罪を犯したときには、チベット地方官憲において法律に照して逮捕処罰するものとする。

チベット臣民にして、英国貿易事務官に対し英国臣民を刑事被告として出訴したときには、チベット官憲は相当階級の代表者を派遣して英国貿易事務官の裁判所における審理に立会わせる権利を有す。同様に、英国臣民にして、チベット臣民を被告として出訴する事件があるときには、英国貿易事務官は代表者をチベット貿易事務官の裁判所に派遣して、審理に立会わせる権利を有する。

第四条 インド政府は、インド境界より各商埠までの電信線を維持する権利を有する。チベットの電信は、こ

れら電信線により支障なく送受されるものとする。チベット官憲は、各商埠よりインド境界に至る電信線の適当な保護の責任を有するものとし、右電信線を毀損しまた右電信線の検査もしくは維持に従事する官吏に対してなんらかの妨害を加える者を直に厳罰に処するものとする。

第五条 チベットにすでに開かれまたは将来開かれるべき各商埠に駐在する英国貿易事務官は、インド境界を来往するその信書の送_送送_送および伝達に関する措置をとることができる。右信書の送達に従事する使者は、その經由する地の地方官憲よりできる限りの援助を受けるとし、且チベット政府の公信伝達に従事する使者と同一の保護および便宜を享受するものとする。

英国官吏および商人が適法にチベット臣民を雇傭することに對しなんらの拘束を加えることはないものとする。また右被傭者もチベット臣民として享受する私法上の権利になんらの迫害または損失を蒙むることはないものとする。但し、右の者が法律上納付すべき賦税は免除されない。右の者が罪を犯したときには、地方官憲において法律に照しこれを処断するものとし、

雇主はなんらの庇護を図つてはならないものとする。

第六条 通商もしくは産業に関する独占権は、チベットにおけるいかなる官民の会社、機関もしくは個人に付与されないものとする。但し、本協定締結以前にチベット政府よりかかる独占権をすでに得ている会社および個人は、定められた期限の終了まで、その権利および特権を享有するものと当然認められる。

第七条 英国臣民は、貨物あるいは金銭をもつて取引し、その貨物を任意の人に売却し、各種運輸機関を賃傭し、地方慣習に従い一般商業取引をなすことができるものとし、なんら煩わしい制限または誅求を蒙むることがないものとする。

チベット官憲は、英国貿易事務官もしくは他の英国臣民がチベット住民と面会しまたは書面を往復することを阻害しないものとする。

商埠または商埠途上における英国臣民の身体および財産に対し常に有効な保護を与えることは警察官憲および地方官憲の義務であることに鑑み、チベットは各商埠および各商埠途上において有効な警察措置を執ることを約束する。

第八条 下記の物品すなわち武器、弾薬、軍需品、酒類

および麻酔剤の輸出入は、両国いずれかの政府の発意にもとづき全くこれを禁止しまたはいずれかの政府が自己の側において適当と認める条件においてのみこれを許容することができる。

第九条 本章程は、両国全権委員署名の日より起草して一〇年間有効とする。但し、最初の一〇年満了後六か月以内にいずれかの側より改正を要求しないときには、本章程は右一〇年満了のときよりさらに一〇年間有効とする。爾後、一〇年毎に右に同断とする。

第一〇条 本章程の英語およびチベット語の各本文は詳細に照校された。しかして、本章程の解釈に関し紛議を生じたときには、英語の示す意義をもつて正当なものとする。

第一条 本章程は、調印の日より発効するものとする。
キリスト紀元一九一四年七月三日、すなわちチベット歴甲寅五月一〇日、シムラにおいて本書に調印。

ダライ・ラマ (印)

宰相シャトラ署名

宰相シャトラ (印)

哲蚌寺 (印)

色拉寺 (印)

噶丹寺 (印)

国民会議 (印)

A・ヘンリ・マクマホン

英国全権大使 (印)

ドキュメント 9

中国軍隊のチベット進撃に関するインド政府
と中華人民共和国政府との間の交換公文
Exchange of Notes between the Govern-
ments of India and of the People's Republic of
China concerning the Advance of the
Chinese army units into Tibet

(a) 一九五〇年一月二六日のインドの公文

われわれは、新聞紙上に「すでに人民軍の部隊にチベット進撃を命じた」という北京当局の声明が報道されたことを大変遺憾としている。

われわれは、当地にいる中国大使や北京駐在のわが大使からこの点に関する通知を受け取っていない。

中国政府は、しばしば平和的方法で話し合い、チベット問題を解決したいという願望をわれわれに約束してきた。最近インド大使が(中国) 外交部副部長と会見した際、同副部長は、一方ではチベットを「解放する」中国政府の決意を重ねて述べたが、同時にまた、引き続き平和的方法を用いたいと表明している。

われわれは、われわれの大使を通じ、中国政府に、チベット代表は、直ちに北京に赴き話し合いを開始することを決定していることを通告した。この代表団は、昨日(一〇月二五日) 確かにデリーを出発している。これら事実を鑑みると、中国軍隊にチベット進撃を命じた決定は、われわれをもっとも驚かせ、またわれわれの遺憾とするところである。

かつてチベット代表団の北京到着が間に合わなかったことをわれわれは知っている。この遅れた原因は、何よりも

まず香港の入国査証が得られなかったからで、この点につきチベット代表団は責任を負うべき筋合は無い。

その後、チベット代表団は、デリーに引き返してきたが、この理由もまず最初にデリーで中国大使と初歩的交渉を行わせたいと中国政府が希望していたからである。

チベット代表団側には、外国と交渉する上での知識が十分ではなく、彼らの政府から指示を仰がねばならず、また彼らの政府もその議会に計らねばならないことから、ますます遅れる結果になるのは確かであった。

インド政府は、チベット代表団の出発の遅れた責任は、中国政府に敵対するいづれかの外部勢力が負うべきだとはいえない。

さて、中国政府はチベット進撃の命令を下しているが、これは、並行して平和的に話合う上で支障をきたし、当然チベット人を脅^{おび}えさせ、脅^{おび}めいた話合いになりかねないであろう。目下の国際情勢において、中国軍隊のチベット侵入は、悲しむべき現象といわねばならず、事実の経過を検討した上で、インド政府は、それは中国の利益にも、平和の利益にもならないと考える。

インド政府がしばしば友好的、かつ公平な忠告を中国政

府になしているにもかかわらず、中国政府は、むしろ武力を用いて彼らとチベットとの関係を解決することを決め、多少緩慢な嫌いはあるが、より永続する平和的方法に訴えないことに決定したことは、きわめて遺憾に思わざるを得ない。

(b) 一九五〇年一〇月三〇日の中国の回答

中華人民共和国中央人民政府は、次のことを明らかにしたい。すなわち、

チベットは、中国領土の不可分の一部であり、チベット問題は、完全に中国の内政問題である。中国人民解放軍がチベットに進駐し、チベット人民を解放し、中国辺境を守らねばならないというのは、中央人民政府の既定方針である。

中央人民政府は、しばしば平和的な話合いの方式で、チベット問題を解決に導きたいとの希望を表明し、そのために、チベット地方代表団がすみやかに北京に来、平和的な話合いを始めるのを歓迎すると述べた。

ところが、チベット代表団は、外部から入れ智慧されて、故意に北京到着の日程を遅らせたのであるが、中央人民政府は、平和的に話合いたいという希望を捨てていなかった。

しかし、平和的話し合いの希望がチベット地方当局にあるうとなかろうと、また話し合いの結果がどうであろうとも、チベット問題は、中華人民共和国の内政問題であり、どの外国も干渉を許されない。チベットという特定問題と中華人民共和国の国連参加の問題は、二つの全く関係のない問題である。

従って、悲しむべきものとするインド政府の見解については、中華人民共和国中央政府は、これこそチベットにある中国を敵に回す外国勢力の息のかかった見解と認めざるを得ないとともに、それをはなだ遺憾に思っている。

(c) 一九五〇年一〇月三十一日の二回目のインドの公文

北京駐在のインド大使は、一〇月三〇日、中華人民共和国外交部長にインド政府からの書簡を手渡した。インド政府は、中国政府の回答の末段の声明をみて驚いた。それは、

インド政府の中国政府への申入れが、中国を敵視する外国勢力の息がかかっているとされているからであるが、インド政府は、これを断固否定する。

チベット問題に関しては、いかなる外国政府もインドに影響を与えてはいない。チベット問題については、その他の事件の場合と同様に、インド政府の政策は、完全に独自のものであり、また国際紛争を平和的に解決するとともに、当面の国際間の悲しむべき緊張を激化させる恐れのあるいかなる事件もこれを避けることだけを考えているものである。

中国政府は、チベット代表団の北京出発が遅れたことを外国の教唆によると解しているが、これもまた、同じく間違っている。何故チベット代表団が早めに北京に出発しなかったのかの理由については、これまでインド政府は数回にわたる電文のなかで、かなり詳しく説明している。インド政府は、外部からの教唆の可能性は全くなかったと確信している。

インド政府は、チベット問題を解決するためには、それを平和的話し合いに導き、中国の宗主権という枠内で、自治を求める正当な要求を調整することを心から望んでおり、

インド政府は、これに干渉し、もしくは何等かの利益を得ようとは考えていない。チベットの自治は、一つの事実であつて、この事実は、インド政府がその他の筋から得た報告から判断して、中国政府自身、これを承認し、それを達成させようとしていたものである。

中国の（チベットに対する）宗主権とチベットの自治を平和的話し合いによつて調整すべきであるということは、インド政府がしばしば提起してきた事柄であるが、この申入れは、中国政府の言うような不当な中国内政への干渉ではなく、友好的政府の善意の忠告である。この友好的政府がその隣接国に関する問題を平和的方法で解決することに関心をもつのは、至極当然のことである。

インド政府は、平和的方法による処理に固執しているの
で、平和的話し合いでチベット問題を解決する希望が中国政府側にも窺われるのは、インド政府としてきわめて欣快にたえない。それ故、インド政府は、チベット政府に代表団を北京に送るよう勧告した。そして、この勧告は、インド政府と中国政府との間で文書を交換する過程で受け入れられ、インド政府は再三平和的解決をはかるという保証を受けたことは喜びであつた。

こうした状況のもとで、中国政府が平和的民族に対し軍事行動に出たことを知り、インド政府は非常に驚いた。チベット人側でなんらかの挑発行為に出たとか、なんらかの非平和的方法に訴えたという申立ては全然ないのである。だから、彼らに対するこのような軍事行動にはなんらの正当性は全くない。かかる措置は、ある決定を武力で実現する企図から出発しており、これは平和的解決と一致せざるものである。このような事態の推移を鑑みて、もし中国政府が彼らの部隊に命令してチベット進撃を停止させ、平和的話し合いの機会を与えるべきだと考えないならば、インド政府はチベット代表団の北京訪問をもちや勧告することはできない。

最近数か月に、インド政府がとつてきたすべての措置は、全世界の戦争への趨勢を阻止しようとするものである。こうした行動をとつているとき、インド政府はしばしば誤解され、非難された。しかし、大国からいかに不愉快に思われようが、インド政府はその政策を堅持してきた。インド政府は、中国政府がチベットに対して軍事行動に出たことは、世界の緊張と大戦への傾向を大々的に激化させたと考えざるを得ない。こうした大戦の回避は、中国政府も望む

ところだと、インド政府は考えるのである。

インド政府は、チベットに政治的野心や領土的野心を持たず、またインド政府自体やチベットにあるインド国民のために、どのような新しい特権的地位も求めていないことは、インド政府もしばしば明言しているところである。同時に、インド政府は、慣例や協定によって特定の権利が生じており、これらの慣例や協定は、文化や商業の密接な関係をもつ隣接国間では当然のことであると指摘した。

これらの関係は、インド政府が四〇年余にわたってラサ Lhasa に代表を置き、ギャンツェ Gyantse とヤートン Yatumg に商業代表を置き、ギャンツェに至る商業ルート上に郵政および電報通信機関を設けるものとなって現われている。インド政府は、これらの機構の存続を切望するが、これらの機構はインドにもチベットにも有益なものであり、どの面からにも中国のチベットに対する宗主権を損うものではない。従って、ラサにある代表団員やギャンツェとヤートンにある代表機関員は命令され、その持ち場を守っているのである。

インドの基本政策は、インドと中国の友好関係の増進に努めるとともに、両国が互いに主権、領土保全および相互

の利益を認めることである。

最近のチベットにおける出来事は、これらの友好関係や全世界の平和の利益に影響を与えているが、インド政府はこれをはなはだ遺憾に思う。

最後に、インド政府が表明できるのは、中国政府が、いままお平和的話し合いと平和的解決方法に訴えることを願い強制や武力による解決に訴えないようにとひたすら希望するということである。

(d) 一九五〇年一月一六日の中国の回答

一九五〇年一月一日、中華人民共和国外交部は、パニカール Panikar 大使閣下からインド共和国政府のチベット問題に関する覚書一件を受領した。

中華人民共和国中央政府は、チベット問題に関するインド共和国政府とのこれまで数回にわたる交換公文のなかで、チベットが中国領土の不可分の一部であることおよびチベット問題が純然たる中国の国内問題であることを繰り返し明らかにしてきた。中国人民解放軍は、チベットに

進撃し、チベット人民を解放して、中国の辺境を守らなければならない。このことは、中国政府の不動の方針である。中国政府は、中国人民政治協商會議が採択した共同綱領の規定に従い、中国領域内にある少数民族の区域自治を認めているが、これは、中国主権の枠内での自治である。

この点については、インド政府も、今年の八月二八日付の中国政府宛の覚書 *aide memoire* のなかで承認しているところである。ところが、中国政府が実際にその主権を行使し、チベット人民の解放に乗り出し、外国の勢力やその影響を一掃し、チベット民族を侵略から解放し、区域の自治と信教の自由を実現できるよう保証する段階になると、インド政府は、チベットに対する中国政府の主権行使に容喙し、それを阻止しようとしている。これは、中国政府のはなはだ理解に苦しむところである。

中華人民共和国中央政府は、中国人民解放軍が平和的にチベットに進み、チベット人民を解放し、中国辺境を防衛する神聖な任務につくことを望んでいる。それ故、インド滞在中のチベット地方代表団がなるべく早急に北京を訪れ、平和的に話合うことをずっと以前から歓迎していたのである。ところが、その代表団は、明らかに継続的な外

部の妨害工作のため、北京への出立が遅れている。さらに、チベット地方当局は、話合いが遅れている機会に乗じて、中国の内地、西康省 *Sikiang Province* の昌都 *Chan-tung* に強力な軍隊を配置し、中国人民解放軍のチベット解放を阻止しようとしている。

一九五〇年八月三十一日、中国外交部は、パニカール大使を経てインド政府に通告し、中国人民解放軍は、予定の計画にもとづき西康省西部 *West Sikiang* で行動を起すこと、またチベット地方代表団が九月中旬迄に北京に到着し、平和的話し合いを開始できるよう、インド政府の協力を要望する旨、申入れた。九月の下旬と中旬に、中国側の申健代理行使 *Charge d'Affaires Sheu Chien* と袁仲賢 *Yuan Chung-Hsien* 大使は、相次いで口頭で、同代表団は九月末迄に北京に着くはずで、着かない場合には、遅延にともなう一切の責任と結果は同代表団がとるべきであると伝えた。

一〇月中旬、中国の袁大使は、重ねてこの旨をインド政府に通知した。しかし、チベット地方代表団は、外部の教唆にあやつられ、種々の口実を設けてインドにとどまった。中国政府は、チベット問題を平和的に解決する望みを失っていないけれども、中国人民解放軍は、これ以上予

定のチベット進軍計画を延ばすわけにゆかなかつた。また昌都の解放によって、外国の勢力と影響がチベット軍隊を通じてチベット問題の平和的解決の道を阻んでいることがますますはつきりした。だが、平和的話し合いに応ずる意思がチベット地方当局にあるにせよ、ないにせよ、また話し合いの結果がどうあれ、外国の干渉は許されない。人民解放軍のチベット進軍とチベット人民の解放は決まっている。

中華人民共和国中央人民政府は、インド共和国政府に対する友情を示すために、またインド政府がチベット問題の平和的解決を望んでいることを理解して、この面でのわが政府の努力を随時インド政府に通知していく。しかし、中国政府のはなはだ遺憾とするところは、インド政府が事実を無視して、中国政府がチベットに対し主権を行使するという中国の国内問題を世界における現今の悲しむべき緊張を激化する恐れのある国際紛争と看做していることである。

インド共和国政府は、領土、主権、平等および互恵の相互尊重を基礎として中国・インド間の友好を発展させるとともに世界の戦争を阻止したいという願望をしばしば表明してきた。中国人民解放軍のチベット進軍は、まさに中国

の領土保全と主権の保護を目的とするものである。中国の領土と主権の尊重を願うすべての国は、これらの問題について、まず中国に対する自己の掛値なしの態度を示すべきである。

その一方で、現在各国の独立と世界の平和を脅かしているのは、帝国主義侵略勢力にほかならないと考えられる。国家の独立を維持しまた世界平和を護るために、これら帝国主義侵略勢力に抵抗することが必要である。かくに、中国人民解放軍のチベット進軍は、中国の独立を護り、帝国主義侵略者が世界を戦争に巻き込むのを制止し、世界の平和を擁護するための重大な措置である。

中華人民共和国中央人民政府は、インド政府が、中国のチベットに対して政治的または領土的野心を持たず、また新しい特権的地位も求めないと再び声明したことを歓迎する。領土、主権、平等および互恵の相互尊重の原則を双方が厳守する限り、中国とインド間の交友が正常な発展を遂げ、チベットに関する中国・インド間の外交、商業および文化関係の問題も正常な外交経路を通じて、やがて適切かついづれの側にも有益な解決がなされるであらう。

ドキュメント 10

チベットの平和解放に関する協定 Agreement
on Measures for the Peaceful Liberation of
Tibet (一九五一年五月二三日の一七か条協定)⁽¹⁾

チベット民族は、中国領土内において長い歴史をもつ民族の一つであり、その他多くの民族と同じように、偉大な祖国の創造と発展の過程において、自己の光栄ある責任を果してきた。しかしながら、ここ一〇〇余年にわたって、帝国主義勢力が中国に侵入し、その結果またチベット地域にも侵入し、各種の欺瞞と挑発の活動をしてきた。これまでの反動政府と同様、国民党の反動政府は、その民族的圧迫と民族離間の政策をとり、それによってチベット人民の内部に対立と分裂を生ぜしめた。チベット地方政府は、帝国主義の欺瞞と挑発に反対せず、偉大な祖国に対して愛国主義的な態度をとらなかつた。このような状況のもとで、

チベット民族と人民は、奴隷化と苦難の深淵に落とし入れられた。一九四九年、中国人民解放戦争は全国的に基本的勝利をおさめ、各民族共同の内部の敵——国民党反動政府——を打倒し、各民族共同の外部の敵——侵略的帝国主義勢力——を駆逐した。この基礎の上に中華人民共和国と中央人民政府の樹立が宣言された。

中央人民政府は、中国人民政治協商会議 Chinese People's Political Consultative Conference (CPPCC) が可決した共同綱領に従い、中華人民共和国領土内のすべての民族が平等であり、団結して相互援助を行い、帝国主義と各民族内部の人民の共同の敵に反対し、中華人民共和国をすべての民族が合作する兄弟的、協力的な大家族にしなればならないと宣言した。中華人民共和国のすべての民族からなる大家族においては、少数民族が集居する地方で民族的自治が実現されなければならず、少数民族はその自己の言語や文字を發展させ、民族の習慣、伝統および宗教信仰を保持あるいは改革する自由をもたなければならぬ。中央人民政府は、すべての少数民族が政治、経済、文化および教育の分野で仕事を展開するのを援助しなければならぬ。中華人民共和国が宣言されて以来、国内のすべての

民族は、——チベットおよび台湾地域を除いて——いづれも解放を待ちとった。中央人民政府の統一的指導と人民諸政府の最高権力レベルの直接指導の下に、すべての少数民族は、民族平等の権利を十分に享有し、かつ民族の地方的自治をすでに実行し、あるいは実行しつつある。

帝国主義侵略勢力のチベットにおける影響を順調に除去し、中華人民共和国の領土と主権の統一を完成し、国防を維持するために、チベット民族と人民が解放され、中華人民共和国の大家庭にかえり、国内のその他のすべての民族と同じく、民族平等の権利を享受し、その政治的、経済的、文化的小および教育的活動を発展させるため、中央人民政府は、人民解放軍にチベット進駐を命令したときに、チベットの平和解放に関する協定の締結について交渉するため、チベット地方政府に代表団を中央に派遣するよう通告した。一九五一年四月末、チベット地方全権代表団は、北京に到着した。中央人民政府は、全権代表を任命し、チベット地方全権代表団と友好的に交渉を行った。交渉の結果、双方は本協定を締結し、これを実施することを約束した。

第一条 チベット人民は団結して帝国主義侵略勢力をチベットから駆逐し、中華人民共和国の大家族のなかに

かえる。

第二条 チベット地方政府は、人民解放軍のチベット進駐と国防強化に積極的に援助する。

第三条 中国人民政治協商会議共同綱領の民族政策にもとづき、チベット人民は、中央人民政府の統一的指導の下に、民族の地方自治を行う権利を有する。

第四条 中央は、チベットの現行政治制度を変更しない。中央はまたダライ・ラマの固有の地位およびその職権を変更しない。各級官吏は、従来の職を継続する。

第五条 パンチェン・エルデニ Panchen Ngeorhemi (ラマ) の固有の地位と職権は維持される。

第六条 ダライ・ラマとパンチェン・エルデニの固有の地位と職権とは、一三世ダライ・ラマと九世パンチェン・エルデニが相互に友好的かつ親愛な関係にあった当時の地位と職権を指す。

第七条 中国人民政治協商会議共同綱領に規定する宗教信仰自由の政策を実行する。チベット人民の宗教信仰と風俗習慣を尊重し、ラマ寺廟は保護されるものとす。中央は、これら寺廟の収入を変更しない。

第八条 チベット軍は逐次人民解放軍に改編し、中華人

民共和国国防武装兵力の一部とする。

第九条 チベットの実際状況に従い、チベット民族の言語、文字および学校教育を逐次発展させる。

第一〇条 チベットの実際状況にしたがい、チベットの農業、牧畜、工業および商業を逐次発展させ、人民の生活を改善する。

第一条 中央は、チベットの各種の改革について強制しない。チベット地方政府は、自主的に改革を行い、人民が改革を要求したときには、チベットの指導者との協議によつて解決されるものとする。

第十二条 過去において親帝主義、新国民党の立場にあつた官吏でも、帝主義と国民党 Kuomintang との関係を断乎としてたち、サボタージュや反抗を行わない場合には、ひきつづきその職を維持し、過去は問われない。

第十三条 チベットに進駐する人民解放軍は、すべての前記の政策を遵守するとともに、公平な売買をなし、人民から針一本、糸一本といえども強奪しない。

第十四条 中央人民政府は、チベット地方の一切の涉外事項を統一して処理し、平等、互恵および領土と主権

の相互尊重の基礎の上に、隣邦と平和的共存を行い、公平な通商貿易の関係を樹立発展させる。

第十五条 本協定の実施を保証するために、中央人民政府は、チベットに軍政委員会 Military and Administrative Committee と軍区司令部 Military Area HQ を設置し、中央人民政府が派遣した人員以外に、できるだけ多くのチベット地方の人員を吸収して工作に参加させる。軍政委員会に参加するチベット地方の人員は、チベット地方政府および各地区、各主要寺廟の愛国分子を含めることができる。これら成員の名簿は、中央人民政府が任命した代表と各関係方面との協議にもとづき作成され、中央人民政府に承認をうるため提出される。

第十六条 軍政委員会、軍区司令部およびチベットに進駐した人民解放軍の必要な経費は、中央人民政府が支給する。チベット地方政府は、人民解放軍の食糧、飼料その他日常必需品の買付け、輸送を援助するものとする。

第十七条 本協定は、署名調印ののち直ちに効力を発する。

中央人民政府全権代表

主席代表 李維漢(署名調印)

代表 張経武(署名調印)

張国華(署名調印)

代表 孫志遠(署名調印)

muun

リムシ・サンボセイ・

テンゼン・トンドブ

Rimsi Samposey

Tenjin Thundup

一九五一年五月二三日、北京にて。

チベット地方政府全権代表

首席代表 アボ・アワン・ジグメ

Ngabou Ngawang

Jigme

代表 ケメイ・ソナム・ワン

デム Khemey Sonam

Wangdi

ケルン・トゥブテン・

テントラル Kheritrug

Thupten Tentar

ケンチュン・トゥブテ

ン・レクムン Ken-

chung Thupten Lek-

(1) 「中央人民政府とチベット地方政府のチベット平和解放に関する協定」の全文は、一九五一年五月二三日、北京

で調印された。ここでのテキストは、新華社通信から得た

ものである。なおまた、*Concerning the Question of*

Tibet (Peking, 1959), pp. 14-16; *Documents of International Affairs* (London, Royal Institute of International

Affairs), 1951, pp. 577-579 を参照。

ドキュメント 11

チベット指導者からのジャワハルラル・ネル

一〇書簡 Letter from Tibetan Leaders to
Mr. Jawaharlal Nehru

謹啓

チベットは、本来、主権的権限をもった独立国であり、その人民は、信心深く、平和を愛するものであり、その領土内には近代兵器を備蓄していません。一九五〇年に、中兵が、約五〇万の所謂「解放軍 liberation army」をもってわが領土に侵入し、わが国境警備隊を圧倒しました。その後、彼らは約四〇〇万の中国移住者を東部および北部地域に居留させました。これら移住者は、強力な軍隊と一緒に、わが宗教、文化および伝統を破壊しようとしています。わが人民の惨状を述べた別の声明書をよく読んでいただくために、本書簡に添付致しました。これを読んでいただければ、中国側によるわが人民に対する冷酷な取扱いやどれ程多くのものが遠く離れた沙漠や溪谷に逃げなければならなかったのか分かるでありません。わが人民がゲリラ戦を行っているのはこうした理由によるものです。かかる戦闘で、毎日何百人のものが中国側によって殺

されています。

またチベットの首都ラサにも紛争があります。最近、南部地域の約三万人の人民が、その財産、家族を残して、中国支配者の残忍な取扱いを免れるために立ち退きました。いまや家もなく、これらの人々は砂漠のなかにさまよい、その結果として、南部および中部の地域において反乱が起る恐れがあります。

ハンガリーでの最近の出来事は、全世界に騒ぎを巻きおこしていますが、チベットに対する圧制は、もっと厳しいものです。ハンガリー人の共産主義者達は自分たちで他の共産主義勢力からの自由を求めました。チベットは共産主義を決して望んでいないのに、中国の武力によってこれに従うよう強制されているのです。

中国共産主義者達は、わが国を占領してわが人民を搾取するのに全力を尽くしているだけではなく、その近隣諸国および世界全体に対する将来の攻撃以外には考えられない目的をもつ巨大兵器庫にチベットをしようとしています。彼らは、戦術的箇所に兵舎、とりで、橋梁および飛行場を建設し、また巨大な道路や鉄道敷設の広範囲な計画は、主として軍隊の移動を迅速に行わんとするものです。

上述の事実およびこの書簡に添付された声明書を考慮して、かかる不当な行為について中国と交渉し、どうか私達を助けて下さるようお願い致します。中国は、わが国がひどい状況にあることを認め、また東部地域のドン・カン Don-Khan およびアムド Ando にある忠実なわが人民に對する攻撃を停止し、さらには中部チベットに對してもまた寛大であるべきであります。

要するに、われわれの懇請はこのようなものであります。何卒、われわれに代つて中国政府に對して、チベットの獨立を回復し、中国の全軍隊および移民者を全チベットから撤退させるよう要請して下さい。

敬白

注：本書簡は、一九五八年夏にネルーに幾人かのチベット指導者達によつて提出されました。そのなかには、前チベット首相シツプ・ロカンワ Sitzab Lokangwa、インド、アメリカその他への一九五〇年チベット貿易代表団長シャコバ Shakob-ba、ダライ・ラマの兄トンダツプ Thun dup がいる。本書簡および声明書のテキストは（以下のドキュメントをみよ）一九五九年四月七日の *Union Research*

Service (香港) の付録にもみられる。

ドキュメント 12

チベット指導者達の宣言書 Manifesto by Tibetan Leaders⁽¹⁾

多くの人々は、チベットに関してほとんど知らないのに、チベットはずつと中国の支配下に置かれてきたと考えている。彼らは、たとえばチベット人が自分自身のパスポート、通貨などをもっており、また外国と直接通商関係を有していたことを知つて驚くのである。

チベットで最も有名な国王ソンツェン・ガムボ Songtsen Gampo の在位した六三五年頃から始めるとチベットは常に獨立しており、中国の独裁下に全くなかつたという証拠をチベット史上にふんだんに見つけられる。実際、この王様は、中国王妃とネパール王妃を迎えているが、これ

ら王妃を娶るために特に軍隊を派遣して武力で得ている。その当時、チベットの国境は、西はネパール東部のランチョウ Lanchow に迄広がり、北は全新疆州を含むものであった。七十二年には、メー・アクツォ May-Aktsom 国王もまた中国王妃を娶っているが、同妃は、中国国境の平和関係を維持するためにチベット人を懐柔するべく嫁がされている。

ティソン・デツェン Thtsong Detsen の治世のとき(七四一年頃)に、インドからパンディット「シャーンタラクシタ」が仏教を教えにやってきた。この頃、中国とチベットの関係は悪かった。中国は、毎年チベットに対して金襴の織物五〇、〇〇〇の貢物をささげる慣行があったが、七五五年、中国側がこの朝貢を停止したので、チベット側は中国を攻撃し、その国境をシェンスイ Siensui 省に迄拡大した。その時の中国皇帝は亡命し、チベット側は自分達の目鏡に適った皇帝を即位させた。

八七七年、宗教復興がみられ、中国「唐」との間に条約が締結された。この条約は、チョルテン・カルポ Chorien Karpo についてそのとき定められた国境に関するものであった(その場所にその名前をつけたホワイト・チョルテ

ンが今も建っている)。その条約の詳細は、三つの別々の石柱に刻まれており、その一つは、今日ラサに、他の一つはシェンシエン(シェンスイ Siensui 省)に、三本目はチョルテン・カルポに在った。その条約は中国語とチベットの両方で書かれている。

一二四四年、有名なサキヤ Sakya ラマ系の最初のラマ君主の統治が始まった。これら君主のなかの一人「サキヤ・パンディタ」が、偉大なモンゴルの征服王ジンギス汗 Gengis Khan の後裔の皇帝により中国に招聘された。其処で、彼は独立の君主として遇され、彼はモンゴル王朝との間に強い親近感をもった。中国皇帝「フビライ汗」自らが、チベット君主「バクパ」のチベットへの帰国の四か月の旅に付き添ったという事実は、彼に対する深い尊敬を証するものである。

ダライ・ラマ三世(一五七八年)とモンゴル王アルタン Altan 汗との友情は、アルタン汗の孫が中国皇帝(モンゴル系の最初の皇帝)になり、ダライ・ラマ五世を中国に招聘したときかなり意義のあるものとなった。このときには、中国皇帝は、チベット国王の中国入域への長い日々の旅に付き添ったことが(チベット人や外国人の双方により)記

録されている。中国およびチベットの統治者がしばしば互いに名誉を与えるという事実とともに、このことは、両統治者の関係の平等を示すものである。

ダライ・ラマのかかる訪問をまた中国側は自分達のために有利に使っている。何故なら、中国側はモンゴル人の彼らに対する時折りの反抗を恐れており、モンゴル人はまたダライ・ラマの権威を承認しているからである。これまでの中国・チベット間の外交は宗教を基盤にするものであり、モンゴル人と中国人の双方はダライ・ラマを彼らの信仰上の先達として認めていた。

ダライ・ラマ一三世の治世中の一九〇八年に情勢は変化した。中国側は「虐殺者」として知られる趙爾豊 (Chao Er-feng) の指揮の下、チベットを攻撃した。多くの僧院が破壊され、何百人もの人々が殺戮された。こうした襲撃後、残りの軍隊はインド経由で中国に送り返された。その時 (一九一二年) から一九五〇年に至る以降、中国人は明示的許可なくしてチベットへの立入りを許されていない。独立した平和愛好のチベットは、ダライ・ラマ親下 (げいか) を唯一の統治者とする宗教政府である。その言語、文化、伝統は、中国のそれとは全く異なるものである。しかし、一

九四九年、共産主義者が全中国を征圧したとき、彼らは、全世界に向けてラジオを通じて、中国はチベット「解放」を望んでいると宣言した。

中国側は、わが国の東部地域を八つの違った方面から突然攻撃した。非暴力、平和愛好の国家、チベットは武器や弾薬の蓄えがなく、わが国政府は国際連合総会に正義を求め、中国の侵入を阻止するよう訴えました。国連総会からなんらの回答も得られないので、われわれは、レイク・サクセス (Lake Success) で開催中の安全保障理事会に提訴しました。非常に残念なことには、われわれの両方の訴えは無視され、これ迄回答が与えられていません。このような情況のなかで、中国側はチャムド (Chamdo) 「昌都、察木都」のわが方の知事に彼らの命令に従い、かつまたラサ政府を降伏させるように強制した。また同知事に対して所謂「一七か条協定 (17-point agreement)」をチベット語に翻訳するよう命じた。次いで、同知事はチベット政府を代表してこれに署名するよう命じられ、もしそうしなければ、もつと沢山の軍隊を派遣するぞと脅かされた。いかなる文書もダライ・ラマが正式に承認した内閣の公印がなければ法律文書にならないが、中国側はこのために自分達の印璽を

作った(そして、この印璽を自分達で所有している)。従って、この協定は正当に調印されたものではない。

それ以来、チベット人は口で言い表せない苦痛を味わっている。中国共産主義者は漸次われわれからすべての政治的権利を剝奪するものとなっている。わが政府は、まさにトップから地方および地区の役所に至るまで、無力化され、今日では、われわれは中国側によって完全に支配されている。一九五一年の占領後間もなく、中国側は地区軍司令官 Regional Military Commanders を組織し、わが軍隊の司令官および副司令官は、占領軍に同調するように共産軍に入隊させられた。一九五三―四四年間、中国側はチベット政府を廃止するために軍事・政治委員会 Military and Political Committee を設置しようとしたが、人民の激しい反対により、これは阻止された。一九五四年末迄に、中国側はダライ・ラマを中国になんとか連れてゆき、そこで強制的にチベットの自治的地位に同意させ、これを確認させ、チベット自治区政府 Regional Autonomous Government of Tibet を設立しようとした。一九五五年、ダライ・ラマはチベットに帰国した。一九五六年、中国側はチベットに對する彼らの支配を強固にしようとして、チベット自治区

政府の準備委員会を組織した。この委員会は、北京政府が直接支配するものである。そのメンバーは、中国人、チベット人の両方ともすべて北京当局により承認されるものでなければならず、その委員会決定はまず北京当局により承認されねばならなかった。中国側は、中国人とチベット人の半々からなる同委員会に自分達の手先を就任させ、それらのあやつり人形を使って委員会決定に影響を及ぼしている。このように、政治的にはチベット人は中国専制君主に完全に追従させられている。

経済的には、チベットはかつては食糧を自給自足していた。しかし、今日、一〇〇万もの中国人がわが人民にたよって生活しており、われわれの食糧事情は絶望的なものとなっている。東部および北東部の人々は、飢餓に瀕している。中国側は、われわれの当今の作物を手に入れるだけではなく、人々を強制して何世紀にもなる古い穀物倉を開けさせている。彼らはまた金、銀の延べ棒といった蓄えを取りあげている。南部および中部地域では、彼らは、何千エーカーの農地を破壊して、「国道」や兵舎、兵器庫の建設を優先させている。東部および北東部地域では、中国側は、共産主義方式の土地改革を導入している。これらの地域で

は、その人口の半分は小作農民であり、他の半分は遊牧民である。その土地改革を遂行するために、中国側は沢山の中国人入植者を送り込み、彼らにチベット人の農地を分配した。中国側はこれのようにして集団農場を導入した。こうした過程で、中国側は被略奪者のチベット農民を一日二時間、一日分の食糧はたった一食という不十分なもので働かせている。財産の配分では、中国側はチベット人の日常生活での私的必需品、たとえば、家のなかの敷物、部屋や衣料品などを取っておくことすら容赦しなかった。わがチベット人は、これら中国人入植者を自分達のおぼ、おじとして遇し、そのすべての財産を移住者と同等に共有しようと思っていた。遊牧者達もまたこうしたいわゆる「名ばかりの」改革の犠牲者である。彼らの羊や牛の群れ、その毛織物や乳製品はすべて外国政府によって没収されている。教育という名目で、彼らはいろいろな種類の学校を開設し、「ユース・リーグ Youth's League」「女性団体 Women's Association」「労働党 Workers' Party」というようなトレーニング・センターを組織し、全力を尽くしてできるだけ多くの青年や子供達をこれに参加させようとしている。このようにして、彼らはいわゆる教育の向上の

ためとして子供達を中国に送り、何千という家庭を不幸におとしられている。これらの子供達は誰も、建設的な目的のために訓練もしくは教育されているのではない。チベット人の技術者、電気技師、化学者あるいは医者はいくつもないのである。彼らは、わが若者達を相互不信におちいらせるように鍛えているのである。彼らは若いチベット人の心を洗脳し、わが国における共産主義勢力を強化しようとしているのである。その結果、彼らは家族を分裂させている。息子と父の対立、妻と夫の対立、かくしてチベット人は自分達自身の文化、伝統および母国から遠ざけられているのである。

宗教の点では、彼らは仏陀の教えの真の基盤を破壊しようとする彼ら自身の計画をもっている。われわれの宗教の教えは、すべての人々に対する愛と誰に対しても悪意をもたないというものである。共産主義者達は、マルクス主義思想の拡大闘争において、われわれの有名な学僧を使って、無垢なチベットの人々をミスリードしようとしている。このような企てとして、彼らは、有名な学僧の一人であるゲイシェイ・シェラブ・ギャット Geyshay Sherab Gyatso を使って、自分達の教義を宣伝するために、パンフレット

を書かせ、また自分達のいろいろな本や論文を翻訳させている。また、彼らは、パンチェン・ラマ Panchen Lama をチベットにおいて自分達の政治目的を推進するために、そのあやつり人形として利用している。宣伝用のパンフレットや論文は、一九四八—一九五八年以降、チベット全土に散^ば撒かれ、共産主義がわれわれ人民のすべてに對して唱導されている。クンブム Kumbum 僧院（東部における有名な僧院の一つ）では、中国側はわが方の首席ラマ達にマルクス弁証法を勉強させている。一般の僧侶に對しては、次のような唯物論によつて説伏している。すなわち、僧侶は庵室のなかに居て、ただ祈るだけで食べ物を得ようとしている。もし食糧が奇跡的に生産されるものでないとしたら、これは神が存在しないことを証明するものと考えられる、と。その一方で、共産主義者達は、僧侶が食べ物を手に入れる神の与えた生来の力を使うことを禁じ、飢えで彼らを苦しめ、彼らの純真な信仰を捨てるようにしむけている。共産主義者達は、明けても暮れても、わが無垢の人々や僧侶に對し、宗教は人の心を勤勉努力からそらす阿片に全く近いものだと言っている。彼らは、何百人ものこれら僧侶を道路や兵舎の建設の労働者として使い、また僧院

に通常の食糧備蓄の配分を停止し、何百人もの僧侶がこのため飢死している。共産主義者達は、僧侶の多くに結婚し、生計をたてるために中国に行くことを強制しており、またこれらの僧院の資産を取り上げ、仏像や彫像に課税すらしている。以上のようなことが、われわれの精神的遺産に對するマルクス主義思想の戦いなのである。

外に向つて、彼らは自分達はチベット人を保護し、助けるため、道路、病院や飛行場を建設するためにチベットに遣つて来たと言っている。だが実際には、道路はチベットと中国本土を結び何百万人もの軍隊をチベットの広範囲にわたる諸地域に輸送するために建設されたものである。これらの何千マイルにわたる道路の建設のために、彼らはチベット人を強制労働者として使用しており、何千人ものチベット人が食糧不足や適切な介護を与えられず亡くなっている。中国側の病院は、このような気の毒な犠牲者のためのものではなく、もっぱら中国軍人のために利用されるものなのである。都市に住むチベット人ですら、これら軍病院の利用を許されていない。チベット人の作った大飛行場は、もっぱら燃料、兵器、弾薬を持ち込むためのものである。チベット人はこれら飛行場の近くを通ることすら許さ

れず、中国の圧制者がこれを嚴重に見張っている。これらすべての建設物は、もっぱらチベットの支配を強固にし、チベットの征服地および人民を弾圧し、それらを維持するためのものとなっている。

われわれチベット人にとって、「チベット解放 the liberation of Tibet」という辞句は、倫理的および精神的意味で、全く似ても似つかないものである。自由な人民の国家は、解放——誰から、何からの解放なのか——という口実で、侵入、占領された。わが国は、一九五〇年に中国が侵入する迄は、親密な政府と円満な人々で構成される幸福な国であった。

すべてのこうした事実を鑑みて、チベット側は中国側との調停をはかった。しかし、われわれのすべての努力は失敗した。それどころか、われわれは言語に絶する残虐な行爲を受けた。東チベットの人民は、一九五六年一二月、中国に対し反旗をひるがえした。この自発的な反乱は、征服者による一層の抑圧を招いた。彼らは、神聖な宗教的建築物を冒瀆し、僧院を破壊し、村々を倒壊し、何千人もの人々を殺害した。彼らはまた毒ガスを使用した。爆弾が無辜の子供、女性に投じられた。一万五千人以上の人々がこ

れらの戦闘で負傷した。チベットのあらゆるところで生活が耐え難くなってきたており、そのため、首都ラサ周辺の中部チベットで三万人以上の人々が家庭を捨て遠く離れた山峡や溪谷に移り住むようになっていた。こうした地域でも紛争がまた生じる恐れがある。カン Khan およびアムド Amdo の多くの場所ですまだ動乱や騒動がみられる。わが愛国者達は、それらの地域で懸命に戦っている。山に逃れたアムドの人々は、少なくとも一日、百人の死傷者を出しながらも、自由のための戦闘をいまだ放棄していない。

(1) このドキュメントは、一九五八年夏のネルー氏宛の書簡に付されたものである。ドキュメント11をみよ。